## 大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

#### 届出概要

核店舗である㈱エス・エス・ブイが24時間営業時間にする。(法第6条第2項)

届上	出事項					
1		届出年月日	平成16年4月1日			
_		店舗名称	西友味岡店			
2		店舗所在地	小牧市大字小松寺字下仲田			
3		変更をする日	平成16年4月16日			
4	届出事項	変更前	変更後			
	設 名称 4 ま 老	株式会社エス・エス・ブイ				
	<sub>罟</sub>  _1\衣有	代表取締役社長 木内 政雄				
	少   1生///	長野県長野市川中島町御厨石河原37				
(1)		なし				
(1)	小名称	株式会社エス・エス・ブイ	変更前に同じ			
	売 代表者	代表取締役社長 木内 政雄	同			
	業住所	長野県長野市川中島町御厨石河原37	同			
	者備考	他2名	同			
(2)	店舗面積	2,432 m <sup>2</sup>	同			
	駐 位置	別紙図面のとおり	同			
	車台数駐位置	174 台	同			
	駐   位置	別紙図面のとおり	同			
(3)	輪 台数 荷 位置	86 台	同			
( - /	荷位置	別紙図面のとおり	同			
	捌 面積	132m <sup>2</sup>	同			
	廃 位置	別紙図面のとおり	同			
	棄 容量	41 m3				
			24時間営業(一部午前10時(年間10日午前9時))			
	耒   闭佔吋间	午後11時(一部午後9時) 午前8時30分から午後11時30分ま	24時間営業(一部午後9時)			
(4)	駐車場利用時間帯	干削の時30万から干後11時30万よ で	24時間(一部午前8時30分から午後10時まで)			
	駐 出入口数		変更前に同じ			
		別紙図面のとおり	同			
		午前6時から午後9時まで	同			
業態						
用途地						
	昭和51年5					
参考		月法附則5条1項の変更届(駐車場台数の				
	平成15年9	月法6条2項の変更届(閉店時刻:午後9時	<del>5</del> →午後11時)			

### I 施設の配置及び運営方法関連事項

① 荷捌施設の整備等

ア 荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	時間外搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	132m <sup>2</sup>	あり	20分	3台	4台	0

#### イ 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
7:00~8:00	4台	7:00~8:00	11:00~12:00	有り	1台分	0

- ② 経路の設定等 (1) 車両関係
- ア 搬出入車両関係

通学路の有無	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
有り	有り	非配備

評価	
0	

- 2 生活環境悪化防止関係 (1) 騒音発生に係る事項
- ① 騒音問題対応策
- ア 一般的対策

•	13× E 2 7 . 3 2 1					
	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	10 m	無	来客車両	無	無	1
西方向	7 m	無	排風機	無	無	1
南方向	49 m	無	荷捌き作業	無	無	1
北方向	70 m	無	来客車両	無	無	1

#### 遮音壁の悪影響

評価

イ 荷捌・営業活動の騒音対策

_		
	荷捌施設建築計画面での配慮	特になし
	荷捌施設運営面での配慮	アイドリングストップ、時間調整により午前6時以前の搬入中止
	荷捌施設機器選択面での配慮	作業員の意識向上
	放送設備使用面での配慮	屋外放送の使用なし

#### ウ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

	既存住宅に影響が少ない場所に設置
給排気口からの騒音配慮	ダクトを屋根上に立ち上げ、既存宅地に影響の少ない方向に吹き出し
駐車場からの騒音配慮	周辺道路との段差をなくす
廃棄物収集作業に伴う騒音配慮	早朝、深夜の作業回避

#### ② 騒音の予測評価

予	定常騒音	冷却塔		空調室外機	12	給排気口	5	変電施設	1	浄化槽	ポンプ	エンジン等	
測	<b>化</b> 市融日	冷凍室外機	9	冷凍機械室									
対	変動騒音	ゴミ収集作業	0	BGM		アナウンス							
象	<b>炙</b>	自動車走行	0	荷捌アイドリング	0	後進警報プザー	0						
騒		荷降し音	0	台車走行									
音													
建物	建物の構造(高さ) <b>鉄骨造平屋建(6.0</b> m)												

#### ア 等価騒音レベル予測

	, 1 max p ,	, 1 W1		
		東(No.1)	西(No.3)	南(No.2)
用途地域		第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域
	昼間基準値	55 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB	45 dB
=几	昼間等価騒音レベル	50.6 dB	49.1 dB	46.5 dB
ヌ	評価	0	0	0
設置者	夜間等価騒音レベル	35.4 dB	34.4 dB	33.6 dB
111	評価	0	0	0
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当
「「「「「「」」	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当

イ 夜間における騒音ごとの予測 A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所図書館、特別養護老人ホームの有無 無 B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か

上記A·Bの具体的内容

		東(A)	西(C)	南(B)	北(D)
用途地域		第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域
	基準値を5dB減ずる要因	なし	なし	なし	なし
	基準値	40dB	40dB	40dB	40dB
設	定常騒音の騒音レベル	35.2dB	31dB	39.9dB	33.6dB
置	評 価	0	0	0	0
者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	41.5dB	37.7dB	45.5dB	55.5dB
111	評 価	Δ	0	Δ	Δ
県	定常騒音の騒音レベルの騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
「「「「「「」」	変動・衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	妥当

※前届出(平成15年9月法6条2項)時点で店舗南側室外機置場に遮音壁を設置し、第2駐 車場は夜間利用制限するなどの騒音配慮対策を実施しており、第39回(平成16年3月)審 議会において「意見なし」の答申をいただいている。

※店舗北側(D)は県道に面しておりその北側はスポーツ施設専用駐車場である。

#### (2) 廃棄物関係

(=/ //00/( //)	
悪臭問題関係配慮	生ゴミ保管施設内に冷却機を設置
衛生問題関係配慮	特になし

	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	指針容量	見かけ比重の変更	判定
紙廃棄物用	13.50 m <sup>3</sup>	1日	0.78 t	0.10 t/m³	7.78 <b>m</b> ³	変更なし	0
空缶・空き瓶	13.50 m <sup>3</sup>	6日	0.09 t	0.10 t/m	5.40 m <sup>3</sup>	変更なし	0
厨芥・その他	13.50 m <sup>3</sup>	1日	0.68 t	0.15 t/m	4.54 m <sup>3</sup>	変更なし	0
合計	40.5 m	_	_	_	17.72 m <sup>3</sup>	_	0
保管日数の設定根拠 既存の実績に基づく							
見かけ比重変更の理由 変更なし							
指針と異なる算定式	<b>事かし</b>						

廃棄物排出量を減少させる要	因	廃棄物排出量を増加させる要因		
ダンボール不使用納品の実施	無	空缶・空き瓶の回収箱設置	無	
生ゴミ堆肥化施設の使用	無	食品トレー・ペットボトルの回収箱設置	有	
廃棄物等圧縮機の使用	無	食品加工場の設置	有	
脱水装置の使用	無	物販店以外の施設との保管施設の共有	無	

位	適正な分別の実施	分別廃棄を実施
置	搬出作業の利便性の確保	特になし
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	夜間及び早朝作業は控えます
構	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	有
造	生ゴミ保管施設の気密性の確保	有

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	特になし
運搬(予定)業者(免許番号)	大成環境
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	無
食品加工場併設の場合の運営上の配慮	悪臭対策として汚水マスの洗浄を行う。

評価	
0	

市の意見	対応
	駐車場内にはアイドリングストップを呼びかける 貼紙を設置しており、現在のところ来店客にも概 ね協力いただいている。
◇周辺の治安悪化対策に十分配慮すること。	夜9時から朝8時までは1時間に1回の頻度で店員が店舗周辺の巡回を行っている。また、店員の巡回中に不審なことがあった場合には速やかに警察に通報することにしている。

住民等の意見	対応
意見なし	_

	県意見の案	
意見なし		